

## 「富県宮城推進会議会則」新旧対照表

富県宮城推進会議会則（平成19年4月20日施行）の一部を次のように改正する。

改 正 (案)	現 行
<b>富県宮城推進会議会則</b>	<b>富県宮城推進会議会則</b>
第1～第3 (略)	第1～第3 (略)
第4 推進会議に幹事会を置く。 2 幹事会は、 <u>推進会議における意見等に係る専門的見地からの検討、構成員間の情報交換及び推進会議に付すべき事項等の協議を行う。</u>	第4 推進会議に幹事会を置く。 2 幹事会は、構成員間の情報交換を行うとともに、推進会議に付すべき事項等について協議する。
3～6 (略)	3～6 (略)
第5～第8 (略)	第5～第8 (略)
別表1 (第3関係)	別表1 (第3関係)
宮城県商工会議所連合会会長 宮城県商工会連合会会長 一般社団法人みやぎ工業会会長 一般社団法人宮城県情報サービス産業協会会長 宮城県観光誘致協議会会長 <u>一般社団法人東北ニュービジネス協議会会長</u> 一般社団法人宮城県建設業協会会長 宮城県農業協同組合中央会会長 宮城県漁業協同組合経営管理委員会会長 宮城県中小企業団体中央会会長 一般社団法人宮城県経営者協会会長 仙台経済同友会代表幹事 一般社団法人宮城県銀行協会会長 一般社団法人東北経済連合会会長 日本労働組合総連合会宮城県連合会会長 東北大大学総長 東北学院学院長 宮城県市長会会長 宮城県町村会会长 東北財務局局長 東北農政局局長 東北経済産業局局長 東北地方整備局局長 東北運輸局局長 宮城県知事	宮城県商工会議所連合会会長 宮城県商工会連合会会長 一般社団法人みやぎ工業会会長 一般社団法人宮城県情報サービス産業協会会長 宮城県観光誘致協議会会長 <u>社団法人東北ニュービジネス協議会会長</u> 一般社団法人宮城県建設業協会会長 宮城県農業協同組合中央会会長 宮城県漁業協同組合経営管理委員会会長 宮城県中小企業団体中央会会長 一般社団法人宮城県経営者協会会長 仙台経済同友会代表幹事 一般社団法人宮城県銀行協会会長 一般社団法人東北経済連合会会長 日本労働組合総連合会宮城県連合会会長 東北大大学総長 東北学院学院長 宮城県市長会会長 宮城県町村会会长 東北財務局局長 東北農政局局長 東北経済産業局局長 東北地方整備局局長 東北運輸局局長 宮城県知事
別表2 (第4関係)	別表2 (第4関係)
宮城県商工会議所連合会 宮城県商工会連合会 一般社団法人みやぎ工業会 一般社団法人宮城県情報サービス産業協会 宮城県観光誘致協議会 <u>一般社団法人東北ニュービジネス協議会</u> 一般社団法人宮城県建設業協会 宮城県農業協同組合中央会 宮城県漁業協同組合 宮城県中小企業団体中央会 一般社団法人宮城県経営者協会 仙台経済同友会 一般社団法人宮城県銀行協会 一般社団法人東北経済連合会 日本労働組合総連合会宮城県連合会 東北大大学 東北学院大学 宮城県市長会 宮城県町村会 東北財務局 東北農政局 東北経済産業局 東北地方整備局 東北運輸局 宮城県	宮城県商工会議所連合会 宮城県商工会連合会 一般社団法人みやぎ工業会 一般社団法人宮城県情報サービス産業協会 宮城県観光誘致協議会 <u>社団法人東北ニュービジネス協議会</u> 一般社団法人宮城県建設業協会 宮城県農業協同組合中央会 宮城県漁業協同組合 宮城県中小企業団体中央会 一般社団法人宮城県経営者協会 仙台経済同友会 一般社団法人宮城県銀行協会 一般社団法人東北経済連合会 日本労働組合総連合会宮城県連合会 東北大大学 東北学院大学 宮城県市長会 宮城県町村会 東北財務局 東北農政局 東北経済産業局 東北地方整備局 東北運輸局 宮城県
附 則	附 則
この会則は、平成19年4月20日から施行する。	この会則は、平成19年4月20日から施行する。
附 則	附 則
この会則は、平成19年12月20日から施行する。	この会則は、平成19年12月20日から施行する。
附 則	附 則
この会則は、平成22年3月19日から施行する。	この会則は、平成22年3月19日から施行する。
附 則	附 則
この会則は、平成25年6月3日から施行する。	この会則は、平成25年6月3日から施行する。
附 則	附 則
この会則は、平成26年 月 日から施行する。	この会則は、平成26年 月 日から施行する。

